

第10章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の方向性

大塚山古墳群の適切な保存管理及び整備活用のため、管理団体である河合町、国・県等の関係機関、地域住民、各種団体、専門家等と連携する運営体制の充実・強化を図る。また同じ地域の歴史を共有する近隣市町村とも連携を図りながら、大塚山古墳群の一体的な保存・活用・整備を推進していく。

第2節 運営体制の方針

(1) 日常的な維持管理、保存、公開に関する運営・体制の整備

日常的な維持管理については、管理団体である河合町(事業事務担当:教育委員会事務局生涯学習課)が担当しており、現在の体制を当面維持し、史跡としての保存・活用・公開の運営体制についても、文化財部局である生涯学習課が行う。

(2) 史跡整備事業に関する庁内及び関連機関との連携体制

史跡整備事業の推進にあたっては、文化財部局である教育委員会事務局生涯学習課のみならず、企画部政策調整課・広報広聴課、まちづくり推進部まちづくり推進課・地域活性課と連携し、史跡の保存・活用に関わる庁内連携体制の強化に努める。また文化財保護に関して国・県等の関連機関との連携を図り、適宜相談をし、指導・助言を得られるようにする。

(3) 調査・研究及び保存・活用・整備の体制の確立

大塚山古墳群に関する調査研究及び保存・活用・整備を適切かつ効果的に進めるためには、継続的な調査研究が不可欠である。そのために大学等の高等教育機関や研究機関、学識経験者や専門家の協力・支援を得られるように組織的・人的ネットワークの充実・強化を図る。

(4) 地域住民との協働・連携の強化、及び円滑な保存・活用の推進

大塚山古墳群の保存・活用に関する取り組みを、古墳群周辺の地域住民をはじめとして、町内外の人々、各種団体等との参加協力を推進するとともに、行政・地域住民・各種団体等が連携した協働の体制と取り組みの展開に努める。

そして、日常的な史跡の維持管理や、観光・地域おこし活動の継続的な取り組みを推進、支援を行う「文化財フェロー」の育成に努め、文化財の保護・愛護を通じて地域のアイデンティティの醸成を図る。

(5) 史跡整備事業の運営・体制整備の確立

現在、教育委員会事務局生涯学習課では実質1名の文化財担当者を配置しているが、今後史跡整備事業を進めるにあたり、担当者には考古学や関連分野の専門的知識や技能、その適正と資質の向上が必然的に求められることになる。事業を適切に推進していくための人員配置と体制の充実を図ることが重要である。

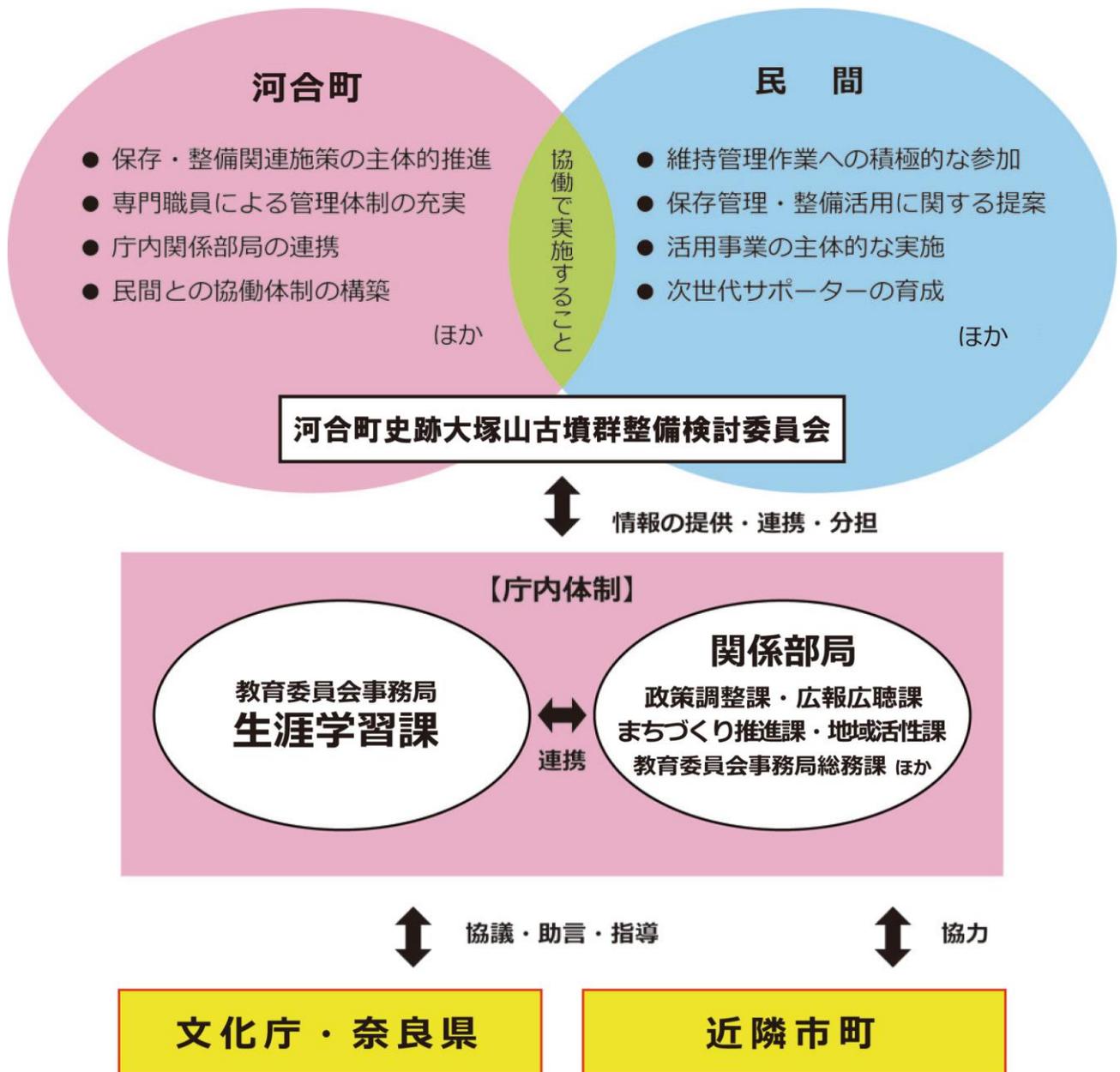


図 53 運営体制のイメージ